

高松市まちづくりマスタープラン（仮称）等
策定検討業務委託

仕 様 書

令和8年4月

高 松 市

都市整備局都市計画課

本仕様書は、高松市が行う「高松市まちづくりマスタープラン（仮称）等策定検討業務委託（以下「本業務」という。）」に適用するものとする。

（業務目的）

第1条 本業務は、「第7次高松市総合計画」及び各種計画や社会情勢の変化等を踏まえ、都市計画の基本的な方針となる次期高松市都市計画マスタープランを検討するとともに、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりをさらに進め、交通計画分野と連携強化を図るため、高松市都市計画マスタープラン、高松市立地適正化計画及び高松市総合都市交通計画を統合した次期高松市マスタープラン（高松市まちづくりマスタープラン（仮称））（以下「次期マスタープラン」という。）を策定するものとする。更に、次期マスタープランの各計画における施策及び事業をとりまとめ、都市計画分野と交通計画分野を統合した次期アクションプランを策定することを目的とする。

なお、別途発注を予定している計画策定業務（交通計画分野、公園分野）に対し、必要に応じて分析結果等を提供するものとする。

（業務期間）

第2条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和11年3月16日までとする。

（業務対象区域）

第3条 本業務の対象区域は、高松市全域（都市計画区域外を含む）を対象とする。

（業務内容）

第4条 本業務の業務内容については、次のとおりとする。

【令和8年度】

（1）次期マスタープラン（都市計画分野（都市計画マスタープラン））

1. 上位・関連計画の整理

都市計画に関する現状と問題点及び整備課題等について整理を行う。

2. 基礎的社会情勢データの収集・整理

主に下記の項目についての現況、問題点及びその課題等について、発注者からの資料提供や必要に応じて受注者が現地踏査等を実施すること等により、整理・抽出を行う。

- | | | |
|--------------|----------|-----------|
| ・土地利用 | ・産業 | ・行政コスト |
| ・都市計画の現状 | ・市街地開発事業 | ・官民連携 |
| ・デジタル技術の活用状況 | ・市民満足度 | ・現況等補足データ |
| ・インフラストック量 | ・健康 | ・防災 |
- 等

なお、下記の項目については、別途発注している計画策定業務（交通計画分野、公園分野）で収集、整理することとしており、成果について、市から提供する。

- ・人口動態
- ・環境
- ・交通状況
- ・観光
- ・緑地
- ・公園
- 等

3. 現状分析及び課題整理

現行計画（高松市都市計画マスタープラン、高松市立地適正化計画、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画）の評価を実施するとともに、都市計画基礎調査等の内容を踏まえ、本市の現状分析を行う。また、上位・関連計画の整理を踏まえ、今後のまちづくりにおける課題を抽出し、整理する。

4. 市民意向の把握（現状分析・課題整理）

市民意向調査の方法について比較検討し、意向調査を行う。意向調査は、発注者と協議の上、実施方法やスケジュールを確定する。

5. 将来都市像、将来都市構造図（都市計画区域外を含む。）等の検討

整理・抽出された整備課題のほか、現行の高松市都市計画マスタープランの策定時点からの変化等を踏まえ、目指すべき将来都市像及び将来都市構造図を検討する。

6. 骨子の作成

上記1～5の検討を踏まえ、次期マスタープラン（都市計画分野）の全体構成及び骨子（案）を検討し、作成する。

(2) 次期マスタープラン（都市計画分野（立地適正化計画））

1. 現状分析及び課題整理

現行計画の基礎データの更新、計画策定後の公共事業や民間開発等の進捗、土地利用や都市機能配置の変化、今後予定されているプロジェクト等を把握し、都市機能や都市構造の検証を行う。

2. 基本方針、誘導方針、誘導区域等の検討

次期マスタープラン（都市計画分野（都市計画マスタープラン））と整合を図るとともに、上記の結果を踏まえ、必要な検討及び修正を行い、次期マスタープランに統合する。

【令和9年度】

(1) 次期マスタープラン（都市計画分野）

1. 市民意向の把握（骨子案）

市民意向調査の方法について比較検討し、意向調査を行う。意向調査は、発注者と協議の上、実施方法やスケジュールを確定する。

2. 都市づくりの方針の検討

令和8年度に実施した内容を踏まえ、また、必要に応じて基礎的データの調査・整理を行い検討する。

3. 交通計画分野における計画との統合

別途発注する計画策定業務（交通計画分野）と連携し、都市計画分野と統合する。

4. 素案の作成

過年度の成果及び上記1～3の検討内容を取りまとめ、次期マスタープラン（都市計画分野、交通計画分野）の素案を作成する。

(2) 次期アクションプラン（都市計画分野）

1. 施策の検討

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の検討を踏まえ、各計画における定量的な目標指標や、誘導施策の実施等により期待される効果指標を再度検討するとともに、各指標の従前値、目標年次における目標値の再設定を検討する。また、目標値の達成状況や本計画で位置付ける施策の進捗状況等を把握するため、本計画の検証体制、評価方法、見直し方針等を検討する。

2. アクションプラン（交通計画分野）の統合

別途発注する計画策定業務（交通計画分野）と連携し、次期アクションプランに統合する。

3. 素案の作成

上記の検討結果を取りまとめ、アクションプラン（都市計画分野、交通計画分野）の素案を作成する。

【令和10年度】

(1) 次期マスタープラン（都市計画分野、交通計画分野）

1. 地域説明会、意見交換会の運営支援

地域説明会及び意見交換会の開催にあたり、会議資料及び会議録の作成等の支援を行う。開催回数は、8回程度（各地域ごと）を想定している。

2. パブリックコメントへの支援

資料作成、意見対応、計画案への反映の検討などの支援を行う。

3. 次期マスタープランの作成

令和9年度で作成した素案に対する意見等を取りまとめ、これらを踏まえた次期マスタープランを作成する。

(2) 次期アクションプラン（都市計画分野、交通計画分野）

1. 地域説明会、意見交換会の運営支援

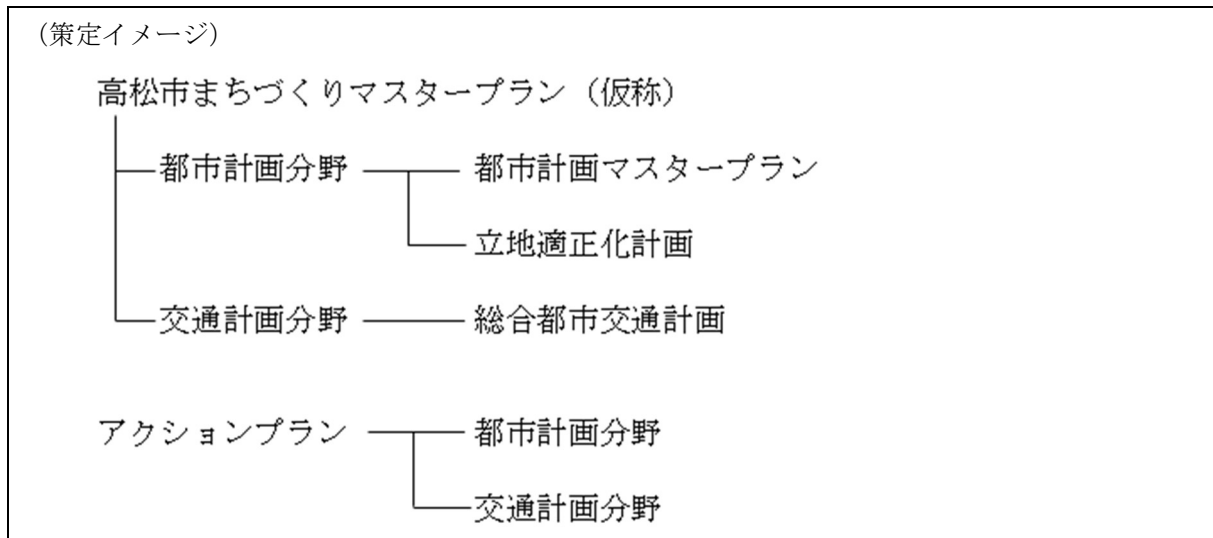
地域説明会及び意見交換会の開催にあたり、会議資料及び会議録の作成等の支援を行う。開催は、次期マスタープランの地域説明会、意見交換会と同日を想定している。

2. パブリックコメントへの支援

資料作成、意見対応、計画案への反映の検討などの支援を行う。

3. 次期アクションプランの作成

令和9年度で作成した素案に対する意見等を取りまとめ、これらを踏まえた次期アクションプランを作成する。



(業務計画書)

第5条 本業が円滑かつ的確に行えるよう、業務の目的及び内容を十分に理解し、実施方針、作業工程、履行体制等を記した業務計画書を作成する。

作業工程については、下記の日程とする。ただし、関係者協議等により、変動が生じる場合は、発注者及び受注者が協議の上、日程を決定する。

令和8年度	次期マスタープラン（都市計画分野（都市計画マスタープラン））	
	1. 上位・関連計画の整理	令和8年9月4日（金）
	2. 基礎的社会情勢データの収集・整理	
	3. 現状分析及び課題整理	
	4. 市民意向の把握（現状分析・課題整理）	
	5. 将来都市像、将来都市構造図（都市計画区域外を含む。）等の検討	令和8年12月4日（金）
6. 骨子の作成	令和9年3月5日（金）	
令和9年度	次期マスタープラン（都市計画分野（立地適正化計画））	
	1. 現状分析及び課題整理	令和8年9月4日（金）
	2. 基本方針、誘導方針、誘導区域等の検討	令和8年12月4日（金）
令和9年度	次期マスタープラン（都市計画分野）	
	1. 市民意向の把握（骨子案）	令和9年6～7月頃
	2. 都市づくりの方針の検討	令和9年11月5日（金）
3. 交通計画分野における計画との統合		

	4. 素案の作成	
	次期アクションプラン（都市計画分野）	
	1. 施策の検討	令和9年11月5日（金）
	2. アクションプラン（交通計画分野）の統合	
3. 素案の作成		
令和10年度	次期マスタープラン（都市計画分野、交通計画分野）	
	1. 地域説明会、意見交換会の運営支援	令和10年4～5月頃 ※令和10年5月中開催予定
	2. パブリックコメントへの支援	令和10年9～10月頃 ※令和10年10月予定
	3. 次期マスタープランの作成	令和10年11月6日（月）
	次期アクションプラン（都市計画分野、交通計画分野）	
	1. 地域説明会、意見交換会の運営支援	令和10年4～5月頃 ※令和10年5月中開催予定
	2. パブリックコメントへの支援	令和10年9～10月頃 ※令和10年10月予定
	3. 次期アクションプランの作成	令和10年11月6日（月）

（成果品）

第6条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 報告書（書面） | 2部 |
| (2) 報告書原稿データファイル | 一式 |
| （Microsoft Office2016形式を基本とする） | |
| (3) 打合せ協議録等業務報告書 | 一式 |
| (4) 業務に係る収集データ等のデータファイル | 一式 |
| (5) その他、発注者が指示するもの | 一式 |

（提出書類）

第7条 本業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|---------|
| (1) 着手届 | (2) 管理技術者届 | (3) 職務分担表 | (4) 工程表 |
| (5) 業務計画書 | (6) 完了届 | (7) 納品書 | (8) 請求書 |

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、調査職員の承認を受けなければならない。

（打合せ）

第8条 受注者は、常に調査職員と緊密な連絡をとり、適宜、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行わなければならない。

また、打ち合わせ等の会議録は、受注者において必ず作成するものとする。

(手直し)

第9条 受注者は、本業務が完了した後に、受注者の責に帰すべき理由による過失疎漏に起因する不良箇所が発見された場合、速やかに訂正、補足、その他の処置を行わなければならない。

(管理技術者及び技術者)

第10条 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

2 管理技術者は、次に定める資格のいずれかを有する者とする。

(1) 技術士：総合技術監理部門（「建設—都市及び地方計画」に限る。）

(2) 技術士：建設部門（「都市及び地方計画」に限る。）

(3) R C C M：「都市計画及び地方計画」部門に限る。

ただし、「登録証」の交付を受けていること。

3 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。

(諸手続)

第11条 本業務履行のため必要な、関係官公庁その他に対する諸手続は、原則として受注者において処理しなければならない。なお、手続において費用が発生した場合は、受注者の負担とする。

(業務の補償)

第12条 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵により発注者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

(成果品の審査)

第13条 受注者は、本業務完了前に発注者の成果品審査を受けなければならない。

2 受注者は、成果品審査において、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。

3 本業務完了後であっても、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見されたときは、受注者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

(業務の完了)

第14条 本業務は、成果品審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検収合格をもって、完了とする。

(不当要求行為の排除対策)

第15条 受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（適正な労働条件の確保）

第16条 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、(5) 以外は法定事項である。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

を遵守すること。

(費用の負担)

第17条 本業務の実施に伴い必要となる費用は、原則として、受注者の負担とする。

(法令等の遵守)

第18条 受注者は、本事業の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(中立性の堅持)

第19条 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持しなければならない。

(業務の委任)

第20条 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、第4条に示すものである。

(損害賠償)

第21条 受注者は、本業務実施において諸事故が発生したときは、発注者に発生原因、経過及び被害の内容を速やかに報告するものとする。また、受注者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者の責任において処理するものとする。

(参考資料の貸与)

第22条 発注者は、本業務の遂行に必要な関係資料等を、所定の手続によって貸与する。受注者は、その取扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なく複製又は貸与してはならない。

また、本業務完了後、貸与された資料は、速やかに発注者へ返納するものとし、破損及び滅失、盗難等のないよう慎重に取り扱わなければならない。

(参考文献等の明記)

第23条 文献その他の資料を引用した場合は、その文献名又は資料名等を明記するものとする。

(市の内部公益通報制度)

第24条 売買、貸借、請負その他の契約を発注者との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、発注者の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 発注者の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

(「業務に関し不正又は不誠実な行為」に該当する行為を例示する告示の公表)

第25条 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しているため、留意するものとする。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

(1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為

(2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為

(3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為

(4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為

(5) 執拗な抗議等を行い、市職員の職務を妨害する行為

(6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反

(7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

(著作権について)

第26条 本業務で作成した資料の著作権は、全て発注者に帰属するものとする。「翻案件」及び「二次的著作物の利用許諾権」について明記すること。

(疑義の解釈)

第27条 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、これを定める。

(個人情報の保護)

第28条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。